

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後				改正前			
<b>換価事務提要</b>				<b>換価事務提要</b>			
<b>第二 引用通達（国税庁関係一覧表）</b>				<b>第二 引用通達（国税庁関係一覧表）</b>			
日付	記号番号	件名	提要引用項目	日付	記号番号	件名	提要引用項目
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>昭和 62. 11. 27</u>	<u>徴徴 2-19</u>	<u>「自動車登録ファイルに登録された自動車の差押登録等の囑託手続等について」通達の全文改正について（事務運営指針）</u>	<u>104(1)</u>
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
<b>第 2 章 換価の事前準備</b>				<b>第 2 章 換価の事前準備</b>			
<b>第 4 節 差押手続等の確認</b>				<b>第 4 節 差押手続等の確認</b>			
(法令の規定による換価の制限の有無)				(法令の規定による換価の制限の有無)			
13 次に掲げる国税については、原則として、それぞれ次に掲げる期間内は換価をすることができないことに留意する（徴基通第 89 条関係 6）。				13 次に掲げる国税については、原則として、それぞれ次に掲げる期間内は換価をすることができないことに留意する（徴基通第 89 条関係 6）。			
(省略)				(同左)			
(1)～(6) (省略)				(1)～(6) (同左)			
(7) 通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで《納税の猶予の要件》等の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項等） <u>（徴基通第 89 条関係 6 (7)）</u>				(7) 通則法第 46 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項《納税の猶予の要件》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項）			
(8)～(15) (省略)				(8)～(15) (同左)			
(16) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文《執行停止》の規定により執行の停止を命ぜら				(16) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項《執行停止》の規定により執行の停止を命ぜられた			

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>れた処分に係る国税 その停止期間 (17)・(18) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 公売実施の一般的手続</b></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」(様式 308020-034)には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (省略)</p> <p>(9) その他(徴収法第 95 条第 1 項第 9 号)</p> <p>(1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること(徴基通第 95 条関係 17 参照)。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、徴収法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第 3 条第 7 項、第 5 条第 3 項、鉱業法第 60 条、特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条等)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法其他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、<u>農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は提示が必要である旨</u>(98 の(1)、141 の(2)のロ、149 の(3)、<u>4</u>、152 の(2)、農地法第 3 条第 1 項、<u>第 5 条</u>、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、漁業法第 26 条第 1 項、<u>電気通信事業法附則第 9 条第 1 項</u>(旧公衆電気通信法第 38 条第 1 項)等)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p>	<p>処分に係る国税 その停止期間 (17)・(18) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 公売実施の一般的手続</b></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」(様式 308020-034)には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (同左)</p> <p>(9) その他(徴収法第 95 条第 1 項第 9 号)</p> <p>(1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること(徴基通第 95 条関係 17 参照)。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、徴収法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第 3 条第 7 項、第 5 条第 1 項、鉱業法第 60 条、特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条等)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法其他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、<u>その証明書等の提出又は提示が必要である旨</u>(98 の(1)、141 の(2)のロ、149 の(3)、<u>5</u>、152 の(2)、農地法第 3 条第 1 項、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、漁業法第 26 条、電気通信事業法附則第 9 条(旧公衆電気通信法第 38 条第 1 項)等)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売公告をしたときは、次に掲げる者のうち知っている者に対しても「公売通知書」によりその旨を通知するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ニ (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 買受人及び公売参加者の制限</b></p> <p>(公売への参加制限)</p> <p>95 次に掲げる行為者については、<u>刑法第96条の3《強制執行行為妨害等》、第96条の4《強制執行関係売却妨害》、第96条の5《加重封印等破棄等》、第96条の6《公契約関係競売等妨害》等の刑罰法規による処罰の有無にかかわらず、その事実があった後2か年間公売への参加を制限することができる(徴収法第108条第1項、徴基通第108条関係15)</u>。この場合における公売への参加制限については、将来の新たな公売はもちろん、その事実があった公売のその後の手続にも参加させないことができるものであることに留意する(徴基通第108条関係13)。</p> <p>なお、公売の参加制限に当たる行為をした者については、その事実があれば、妨害による結果のいかんを問わず公売参加を制限することができる(徴基通第108条関係2参照)。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</b></p>	<p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売公告をしたときは、次に掲げる者のうち知っている者に対しても「公売通知書」によりその旨を通知するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ニ (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ホ 動産の共有に係る持分を公売する場合においては、他の共有者(徴基通第96条関係5の(注)5)</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 買受人及び公売参加者の制限</b></p> <p>(公売への参加制限)</p> <p>95 次に掲げる行為者については、その事実があった後2か年間公売への参加を制限することができる(徴収法第108条第1項)。この場合における公売への参加制限については、将来の新たな公売はもちろん、その事実があった公売のその後の手続にも参加させないことができるものであることに留意する(徴基通第108条関係13)。</p> <p>なお、公売の参加制限に当たる行為をした者については、その事実があれば、妨害による結果のいかんを問わず公売参加を制限することができる(徴基通第108条関係2参照)。</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</b></p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(権利移転及び危険負担の移転の時期)</p> <p>98 換価財産の権利移転及び危険負担の移転の時期は、次のとおりである。</p> <p>(1) 権利移転の時期</p> <p>換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（徴収法第 116 条第 1 項、徴基通第 116 条関係 2）。</p> <p>なお、次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じないことに留意する（徴基通第 116 条関係 2）。</p> <p>イ～ホ （省略）</p> <p>へ 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（農地法第 3 条第 1 項、第 7 項）</p> <p>ト （省略）</p> <p>(自動車の権利移転手続)</p> <p>104 自動車の権利移転の手続については、次による。</p> <p>(1) 登録自動車の場合</p> <p>登録自動車(道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいう。以下同じ。)の買受人が、その買受代金の全額を納付したときは、その買受人に対して直ちに「売却決定通知書」を交付するとともに（徴収法第 118 条）、書面又は口頭により、速やかに当該登録自動車の権利移転の請求をさせること。この場合には、「換価事務進行状況表」にその旨を記録しておくこと。</p> <p>なお、買受人からその所有権移転の登録の嘱託の請求があったときは、次に掲げる書類を地方運輸局運輸支局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ。）<u>宛</u>に送付して移転登録の嘱託を行うこと（徴収法第 121 条、徴収令第 46 条、道路運送車両法第 13 条第 3 項、徴基通第 121 条関係 1、2）。この場合における登録自動車の権利の移転登録は、所有者の変更のあった日から 15 日以内に申請</p>	<p>(権利移転及び危険負担の移転の時期)</p> <p>98 換価財産の権利移転及び危険負担の移転の時期は、次のとおりである。</p> <p>(1) 権利移転の時期</p> <p>換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（徴収法第 116 条第 1 項、徴基通第 116 条関係 2）。</p> <p>なお、次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じないことに留意する（徴基通第 116 条関係 2）。</p> <p>イ～ホ （同左）</p> <p>へ 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可<u>（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）</u>（農地法第 3 条第 1 項、第 7 項）</p> <p>ト （同左）</p> <p>(自動車の権利移転手続)</p> <p>104 自動車の権利移転の手続については、次による。</p> <p>(1) 登録自動車の場合</p> <p>登録自動車(道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいう。以下同じ。)の買受人が、その買受代金の全額を納付したときは、その買受人に対して直ちに「売却決定通知書」を交付するとともに（徴収法第 118 条）、書面又は口頭により、速やかに当該登録自動車の権利移転の請求をさせること。この場合には、「換価事務進行状況表」にその旨を記録しておくこと。</p> <p>なお、買受人からその所有権移転の登録の嘱託の請求があったときは、次に掲げる書類を地方運輸局運輸支局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ。）<u>あて</u>に送付して移転登録の嘱託を行うこと（徴収法第 121 条、徴収令第 46 条、道路運送車両法第 13 条第 3 項、徴基通第 121 条関係 1、2、<u>昭和 62.11.27 付徴徴 2-19</u>「自動車登録ファイルに登録された自動車の差押登録等の嘱託手続等</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>しなければならないから、おおむね5日以内に囑託することができるように買受人に所要の書類を提出させるとともに登録に必要な手数料の額に相当する自動車検査登録印紙を貼付した「手数料納付書」を併せて提出させること（道路運送車両法第13条第1項、第102条、徴収法第123条、道路運送車両法関係手数料令）。</p> <p>イ 「登録囑託書」(様式306012-002)（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「自動車登録様式省令」という。）第2条に規定する第6号様式）            (注)1・2 (省略)</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>へ 「自動車検査証記入申請書」(道路運送車両法第13条第2項、第67条第1項、自動車登録様式省令第2条第1項)            なお、この「申請書」は、買受人に自動車登録様式省令第2条第1項に規定する第1号様式又は第2号様式を作成させて提出させること。</p> <p>ト (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p><u>について</u>」<u>通達の全文改正について</u>」(事務運営指針)(以下「<u>自動車差押通達</u>」<u>という。)</u>。この場合における登録自動車の権利の移転登録は、所有者の変更のあった日から15日以内に申請しなければならないから、おおむね5日以内に囑託することができるように買受人に所要の書類を提出させるとともに登録に必要な手数料の額に相当する自動車検査登録印紙を貼付した「手数料納付書」を併せて提出させること（道路運送車両法第13条第1項、第102条、徴収法第123条、道路運送車両法関係手数料令）。</p> <p>イ <u>OCRシートによる自動車換価処分による</u>「登録囑託書」(自動車差押通達別紙様式2、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「自動車登録様式省令」という。）第2条に規定する第6号様式）            (注)1・2 (同左)</p> <p>ロ～ホ (同左)</p> <p>へ 「自動車検査証記入申請書」(道路運送車両法第13条第2項、第67条第1項、自動車登録様式省令第2条第1項)            なお、この「申請書」は、買受人に自動車登録様式省令第2条第1項に規定する第1号様式又は第2号様式による<u>OCRシート</u>を作成させて提出させること。</p> <p>ト (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 換価代金等の処理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 配当及び充当の手続</b></p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (省略)</p> <p>(注)1 換価代金等の配当に関して異議を有する者が通則法の規定による再調査の請求又は処分庁を経由する審査請求と徴収法第133条第2項《配当計算書に関する異議》の規定による異議の申出とを併せてした場合において、上記本文に</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 換価代金等の処理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 配当及び充当の手続</b></p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (同左)</p> <p>(注)1 換価代金等の配当に関して異議を有する者が通則法の規定による再調査の請求と徴収法第133条第2項《配当計算書に関する異議》の規定による異議の申出とを併せてした場合において、上記本文による申出が認められなかったと</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前										
<p>よる申出が認められなかったときは、通則法の規定による<u>不服申立てのみ</u>が審理されることとなることに留意する（徴基通第 133 条関係 3 の本文）。</p> <p>2 通則法の規定による再調査の請求<u>又は処分庁を経由する審査請求</u>だけがされた場合において、その請求の内容が徴収法第 133 条第 2 項の規定による異議に該当するときは、その部分については、この条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱うことに留意する（徴基通第 133 条関係 3 のなお書）。</p> <p>(1)~(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 特殊財産についての換価</b></p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <b>買受適格証明書の提出等</b></p> <p>差し押さえた農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">行 政 庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (削除)</td> <td>農業委員会 (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行 政 庁	1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (削除)	農業委員会 (削除)	<p>きは、通則法の規定による<u>再調査の請求のみ</u>が審理されることとなることに留意する（徴基通第 133 条関係 3 の本文）。</p> <p>2 通則法の規定による再調査の請求だけがされた場合において、その請求の内容が徴収法第 133 条第 2 項の規定による異議に該当するときは、その部分については、この条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱うことに留意する（徴基通第 133 条関係 3 のなお書）。</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 特殊財産についての換価</b></p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <b>買受適格証明書の提出等</b></p> <p>差し押さえた農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">行 政 庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (1) <u>農地法施行令第 4 条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者がその住所のある市町村の区域の外にある農地等</u>を取得する場合又は同令第 5 条各号に掲げる場合</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外の場合</td> <td>農業委員会</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行 政 庁	1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (1) <u>農地法施行令第 4 条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者がその住所のある市町村の区域の外にある農地等</u> を取得する場合又は同令第 5 条各号に掲げる場合	都道府県知事	(2) (1)以外の場合	農業委員会
区 分	行 政 庁										
1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (削除)	農業委員会 (削除)										
区 分	行 政 庁										
1 農地法第 3 条第 1 項の許可 (1) <u>農地法施行令第 4 条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者がその住所のある市町村の区域の外にある農地等</u> を取得する場合又は同令第 5 条各号に掲げる場合	都道府県知事										
(2) (1)以外の場合	農業委員会										

新旧対照表

改正後		改正前	
2～4 (省略)	(省略)	2～4 (同左)	(同左)
(注) 1～3 (省略)		(注) 1～3 (同左)	
(3)～(5) (省略)		(3)～(5) (同左)	
<b>第9章 売却決定の取消し</b>		<b>第9章 売却決定の取消し</b>	
(売却決定の取消しに伴う処理)		(売却決定の取消しに伴う処理)	
156 売却決定の取消しに伴う処理については、次による。		156 売却決定の取消しに伴う処理については、次による。	
(1)～(4) (省略)		(1)～(4) (同左)	
<b>(5) 移転登記の抹消の嘱託</b>		<b>(5) 移転登記の抹消の嘱託</b>	
売却決定を取り消した場合には、徴収法第 121 条《権利移転の登記の嘱託》、不動産登記法第 115 条《公売処分による登記》等の規定により嘱託した換価財産に係る権利移転の登記の抹消の嘱託及び徴収法第 125 条《換価に伴い消滅する権利の登記のまっ消の嘱託》、不動産登記法第 115 条《公売処分による登記》等の規定による嘱託により抹消された質権、抵当権又は先取特権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託をすること（徴収法第 135 条第 1 項第 2 号、第 3 号）。		売却決定を取り消した場合には、徴収法第 121 条《権利移転の登記の嘱託》、不動産登記法第 115 条《公売処分による登記》等の規定により嘱託した換価財産に係る権利移転の登記の抹消の嘱託及び徴収法第 125 条《換価に伴い消滅する権利の登記のまっ消の嘱託》、不動産登記法第 115 条《公売処分による登記》等の規定による嘱託により抹消された質権、抵当権又は先取特権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託をすること（徴収法第 135 条第 1 項第 2 号、第 3 号）。	
この場合における嘱託手続は、次による。		この場合における嘱託手続は、次による。	
イ 換価財産に係る権利移転登記の抹消の嘱託は、その抹消登記の「嘱託書」に売却決定の取消しを証する書面（「売却決定取消通知書」の謄本）を添付して関係機関に嘱託することにより行うものとする（徴基通第 135 条関係 2）。		イ 換価財産に係る権利移転登記の抹消の嘱託は、その抹消登記の「嘱託書」に売却決定の取消しを証する書面（「売却決定取消通知書」の謄本）を添付して関係機関に嘱託することにより行うものとする（徴基通第 135 条関係 2）。	
なお、当該財産上に買受人を債務者とする新たな質権、抵当権又は先取特権その他の権利の登記があるときは、併せてこれらの登記の抹消をも嘱託するものとする。ただし、この場合の抹消の嘱託については、 <u>買受人に所有権の移転登記をした後に抵当権の設定を受けた者など、登記上の利害関係者がある第三者（売却決定の取消し前に利害関係を有することとなった者に限る。）</u> の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報の提供が必要となることに留意すること（不動産登記法第 68 条、不動産登記令第 7 条第 1 項第 6 号、別表 26、徴基通第 135 条関係 2）。		なお、当該財産上に買受人を債務者とする新たな質権、抵当権又は先取特権その他の権利の登記があるときは、併せてこれらの登記の抹消をも嘱託するものとする。ただし、この場合の抹消の嘱託については、 <u>これらの権利者の承諾</u> を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報の提供が必要となることに留意すること（不動産登記法第 68 条、不動産登記令第 7 条第 1 項第 6 号、別表 26、徴基通第 135 条関係 2）。	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(注) 上記の「承諾書」の添付のない場合には、換価に係る権利の登記の抹消の嘱託自体も却下されることに留意する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(注) 上記の「承諾書」の添付のない場合には、換価に係る権利の登記の抹消の嘱託自体も却下されることに留意する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 不服申立てがあった場合等の処理</b></p> <p>(不服申立てと換価の制限)</p> <p>159 (省略)</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 換価の留保 (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 不動産等についての公売公告(随意契約における売却の通知(90の(3))を含む。)から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る再調査の請求書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす旨の通則法第 22 条の規定は準用されないことから、原則どおり、これらの再調査の請求書又は審査請求書が税務署長又は国税不服審判所長に到達した時にその提出がされたことになる。したがって、再調査の請求又は審査請求が適法な不服申立期間(同法第 11 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで)内にされたものか否かについては、これらの再調査の請求書又は審査請求書が税務署長又は国税不服審判所長に到達した日により判断することに留意する(徴収法第 171 条第 3 項参照)。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 不服申立てがあった場合等の処理</b></p> <p>(不服申立てと換価の制限)</p> <p>159 (同左)</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 換価の留保 (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 不動産等についての公売公告(随意契約における売却の通知(93の(3))を含む。)から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る再調査の請求書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす旨の通則法第 22 条の規定は準用されないことから、原則どおり、これらの再調査の請求書又は審査請求書が税務署長又は国税不服審判所長に到達した時にその提出がされたことになる。したがって、再調査の請求又は審査請求が適法な不服申立期間(同法第 11 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで)内にされたものか否かについては、これらの再調査の請求書又は審査請求書が税務署長又は国税不服審判所長に到達した日により判断することに留意する(徴収法第 171 条第 3 項参照)。</p>